

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 24 年 3 月 30 日・東京都条例第 79 号

1 概要

(1) 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）の施行による鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護法」という。）の改正等に伴い、標識の寸法に関する規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

ア 標識の寸法の規定の追加

鳥獣保護法又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年東京都規則第 28 号）の規定に基づき鳥獣保護区等に知事が設置する標識の寸法を定める（第 2 条関係）。

イ 条例の題名の改正

改正前の題名：「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例」

改正後の題名：「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例」

ウ 規定整備

この条例の趣旨等に関し所要の規定を整備する。

2 施行日

平成 24 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局自然環境部計画課鳥獣保護管理担当

直通 03-5388-3505

内線 42-661